化学製品ＰＬ相談センター　　2013年5月13日発行

アクティビティーノート〈第195号〉

V.1.4

Contents

2013年4月度における受付相談事例を中心に記載しています。

１．　相談業務

１．１．　相談受付件数

2013年4月度 相談受付件数（3／26～4／22 実働：20日）

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見･報告等	一般相談等	意見･報告等	合計	構成比
消費者･消費者団体	2	0	0	4	0	6	67%
消費生活Ｃ･行政	1	0	0	1	0	2	22%
事業者･事業者団体	0	0	0	1	0	1	11%
メディア･その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	3	0	0	6	0	9	
構成比	33%	0%	0%	67%	0%		100%

相談内容区分（改訂 2003年8月）

区分	内容
事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的･物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見･報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見･要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談･問い合わせ等
意見･報告等	一般的な意見･報告･情報の提供を受けたもの

１．２．　受付相談事例および内容の紹介

—クレーム関連事案はすべて紹介しています。

※「臭い」と「ニオイ」の区別について
不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

◈ 事故クレーム関連相談－３件

1. **＜使い捨てマスクで発疹＞　「先日、〇〇で購入した使い捨てマスクを使用したところ、２時間ほどで口の周りに赤いブツブツがでた。マスクを外して皮膚科を受診したところ、『発疹の原因はマスクの可能性がある』と言われた。今後、マスクを購入するときに参考としたいので、マスクのどのような成分が、発疹の原因になっているのか、検査することはできないか」との相談を、中年の男性から受けている。国民生活センターに問い合わせたところ、「対象物質を特定しない分析は、きわめて困難」とのことであった。化学製品PL相談センターから、本件について何かアドバイスはないか。〈消費生活C〉**

   ⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧がありますが、国民生活センターのご指摘の通り一般的に言って、検査対象成分が特定できない場合には、検査機関でも受け付けてもらえません。また、分析が可能な場合も、分析費用は依頼者の自己負担となります。なお、当センターでも、過去１０年で２件の、使い捨てマスクに係る同様な相談が寄せられましたが、いずれも原因を特定するに至っておりません。

2. **＜洗剤と間違えて使った液体パイプクリーナーの除去方法＞　2週間程前、父親が洗濯機を使う際に、洗剤と間違えて△△社の液体パイプクリーナー〇〇を50ml程入れてしまった。△△社の相談窓口に問い合わせると、「洗濯すれば、希釈されて除去されていく」との回答だった。しかし、その洗濯機で自分が洗ったタオルやふきんを使った後に、タオルなどに触った指を舌に触れると舌がピリピリしたので、未だタオルなどに残っているのではないかと思う。どうしたらよいだろうか。消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。（中年の女性）〈消費者〉**

   ⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握していません。特定の製品に関する取扱いについては、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。その後洗濯した結果を説明されて、メーカーとよく相談してみてください。また、気になる症状があるようで

したら、皮膚科を受診されてはいかがでしょうか。

3. ＜化粧水をかえたら顔の皮膚に異変＞　半年以上前に、普段使用しているものとは異なる化粧水○○を、風呂上りに顔に使った。翌朝顔の皮膚が白くなり、また夜中に顔の皮膚が粉をふいたようになり、今もこの状態が続いている。皮膚科には2ヵ月ほど前に受診したが、医師は「顔の皮膚に異常はない、大丈夫です」というばかりで、親身になって診察してくれない。当該化粧水は破棄してしまい、現在は手元にない。今後、化粧水を選ぶときの参考にしたいので、自分の症状の原因を調べる方法はないだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターより紹介された。（高齢の女性）〈消費者〉

⇒お話だけでは、現在の状況に至る原因は分かりかねます。製品については、そのメーカーが最もよく把握していますので、まず○○のメーカーにご相談されてはいかがでしょうか。メーカーから○○の成分を入手できれば、その情報をもって皮膚科の医師に再度ご相談されることで、なにがしかの情報を得られる可能性もあるでしょう。なお当センターには、過去同様の問い合わせは寄せられてはおりません。

◈ 一般相談等

- ＜衣服に付着した排水口洗浄剤（固形品）の除去方法＞　「知人から排水口洗浄剤（固形品）をもらった。これの包装を外して、洗面台の下においておいたところ、ふやけてきて、洗面台下の床面と側にあった衣服に付着していた。衣服はそのまま洗濯しても構わないだろうか。なお、包装は捨ててしまったので、メーカー名などは分からない」という相談を60歳代の女性から受けている。当センターから某メーカーに問い合わせてみると、「塩素系の製品であれば、付着した個所を水洗いしてから洗濯すればよい。非塩素系の製品は取り扱っていないので分からない」との回答だった。化学製品PL相談センターで分かるか。〈消費生活C〉

  ⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握していないため、分かりかねます。相談者の知人に、同じ製品についてメーカー名などを問い合わせてみるようお話してみてください。その上で、メーカーに相談されるようお話願います。

- ＜熱融着テープの除去方法＞　子どもの衣服を飾るために、ワッペンや名前をアイロンで熱融着することがある。手芸屋には、そういった目的のさまざまな製品が売られている。一度貼り付けた飾りをきれいに取り除きたいと思った場合、何か良い方法はないだろうか。化学製品PL相談センターは友人より紹介された。（中高年の男性）〈消費者〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)の資料 「接着剤の種類」(http://www.safe.nite.go.jp/shiryo/product/bond/bond201.html)によれば、接着剤に用いられる熱可塑性樹脂には、ポリエチレン、ポリ塩化ビニル、エチレン酢酸ビニルポリマー、ポリアミド等種々の材料が用いられているとのことです。これらの材料ごとに、一旦熱融着した部材を取り去る方法は、異なるものと思われます。お使いの製品のメーカーにご相談されるようお願いします。

- **<エタノールを含有した便座クリーナーの安全性>　最近、トイレの便座クリーナーを使い始めた。いろいろなタイプがある中で、友人から「エタノールを主成分とした便座クリーナーは、樹脂製の便座を傷めるから、使わないほうがいい」という話を聞いた。本当だろうか。自宅は15年ほど前に購入したマンションで、便座は入居時に温水洗浄タイプに付け替えて今も使用している。(中年の男性)〈消費者〉**

⇒お使いの便座の取扱説明書を確認し、必要に応じてそのメーカーにお問合せください。また、ご使用中の便座クリーナーの取扱説明書、注意書き等も参照して、正しくお使いくださるようお願いします。なお、日本プラスチック工業連盟の資料 「主なプラスチックの特性と用途」(http://www.jpif.gr.jp/00plastics/plastics.htm)によれば、樹脂によっては、エタノールの影響を受けるものもあるとのことです。

- **<水銀体温計が割れて飛散した水銀の安全性>　5日ほど前に、息子の嫁が生後8か月になる乳幼児をつれて帰省した際、乳幼児が遊んでいる和室で、従弟が誤って水銀体温計を割ってしまった。直ちに、目に見える範囲で飛散した水銀を回収し、また乳幼児の服を着替えさせて洗濯した。その後、乳幼児の体調に変化はない。飛散した水銀による乳幼児の健康への影響はないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉**

⇒公益財団法人「日本中毒情報センター」の水銀体温計に関する情報(http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf)によれば、水銀蒸気にばく露すると、数時間で発熱、悪寒、呼吸困難、頭痛を発症する可能性があるものの、「通気性の良い室内であれば、吸入による中毒が起こることはほとんどない」とのことです。また、当センターから水銀体温計メーカーの相談窓口に問い合わせたところ、「目に見える水銀を除去したら、しばらく経過観察し、体調がすぐれないようでしたら、内科医にご相談ください。医院では、血中の水銀濃度の検査もできます」との回答でした。

- **<合成繊維製ブランケットに含まれるホルマリンの安全性>　3ヵ月程前に子どもの合成繊維製ブランケットを購入し、使用していた。洗濯時に注意書きを読むと、「ホルマリンを含んでい**

るので乳幼児や肌の弱い人は使わないように」と書かれていた。小学生の子どもは気に入って使用している。しかし、安心して使用したいために、表示の輸入元に安全性を問い合わせたが、漠然とした回答しか返ってこなかった。そこで、詳しいことを聞きたいと消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒ホルマリンはホルムアルデヒド水溶液のことです。ホルムアルデヒドの有害性は、接触性皮膚炎を起こす可能性があるほか、厚生労働省が、室内空気汚染の原因となる恐れのある物質の1つとして、室内濃度指針値を定めています。繊維製品に関しては、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」で、肌に長く触れている肌着や手袋等は75ppm以下、生後24ヵ月以下の乳幼児用繊維製品のうち、おしめ類や寝具類、衣類、肌着、帽子等は16ppm以下と規制されています。なお、殆どの繊維の場合は、洗濯すればホルムアルデヒドは水に溶けて除去されると言われています。

◆ **<ポリエチレン袋による人的な被害事例>　損害保険会社で製造物責任(PL)保険を担当している。ポリエチレン袋を製造販売している事業者がPL保険に加入することを検討している中で、対物はともかく、対人まで対象とするべきかを考えているとのこと。そこで化学製品PL相談センターでポリエチレン袋による人的な被害事例があったかどうかを知りたい。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。(若い男性)〈事業者〉**

⇒当センターに事業者から寄せられた相談の中に、「客先の従業員がポリエチレン袋に液体の化学物質を入れたところ、袋の融着箇所が破れて、内容液が足にかかり、化学やけどを負った」という案件がありました。ご参考に願います。

・・・・・・・★ 出前講師のご案内 ★・・・・・・・

化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例をもとに、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせて頂きます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。
日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。
(TEL 03-3297-2602　担当 ： 保刈(ホカリ))

２.　入手資料の紹介

―2013 年４月度に化学製品ＰＬ相談センターで入手した主な資料をご紹介します。
あわせて、資料の中で化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「相談状況（2013 年３月度）」
2. ガス石油機器 PL センター「ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ」2013.３
3. 家電製品 PL センター「インフォメーション≪2013 年３月度≫」
4. 日本化粧品工業連合会 PL 相談室「PL 相談室の受付状況の報告について」平成 25 年３月まで１ヵ年

３.　メディア情報から

―新聞（首都版）などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
（記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。）

＊ 大阪府中央労働基準監督署は３月２７日、胆管がんを発症した印刷会社の元従業員らが申請した労災を、国内で初めて認定。（3/27～28 毎日、産経）
＊ 厚生労働省大阪労務局は、印刷会社の元従業員等が胆管がんを発症した問題で、労働安全衛生法違反の疑いで強制捜査。(4/2 各紙)
＊ 厚生労働省は印刷会社の従業員らが胆管がんを発症した問題で４月１８日、宮城県の印刷事業所元従業員二人についても労災認定の方針。（4/19 産経）

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。
化学製品ＰＬ相談センター
〒１０４－００３３　東京都中央区新川１－４－１ 住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３－３２９７－２６０２　ＦＡＸ：０３－３２９７－２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/plcenter/

化学製品による事故を防ぐために

製品表示ー正しい取扱いのために

私たちの身の回りには多種多様な化学製品が存在し、私たちの生活と密接な関わりをもっています。しかし、時としてその取扱いを誤ると、思わぬ被害を引き起こすことがあり、「携帯カイロを背中に入れて運転していたら、低温火傷を負ってしまった」「窓を開けた室内において、冷却用スプレーで足を冷やし、5分ほどして煙草に火を付けたら引火して手足を火傷した」などの相談が当センターに寄せられています。このような事故を未然に防止するため、それぞれの製品には、その製品を安全かつ効果的に使用するためのさまざまな情報が表示されています。

化学製品の場合には、まず含まれる化学物質によって、「薬事法」（医薬品）、「消防法」（危険物）、「高圧ガス保安法」（エアゾール製品）、「農薬取締法」「毒物劇物取締法」「容器包装リサイクル法」など、それぞれ該当する法律に定められた事項を表示することが義務づけられています。

また、日常生活で使用される繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難で、しかも見分ける必要性の高いものについて、表示事項･方法を定めている「家庭用品品質表示法」の中で、プラスチック製品、石けん･洗剤･洗浄剤、ワックス、塗料、漂白剤などの化学製品について、品目ごとに、成分、性能、用途、取扱い上の注意などの表示が義務づけられています。

さらに、鉱工業品のうち、購入する際に品質の判定が難しく、品質に欠陥があった場合に消費者の被る不利益が大きいものについて、品質や検査方法などを定める日本工業規格（JIS）を設けている「工業標準化法」でも、自動車ガソリン、灯油、軽油、自動車用つや出しワックス、化粧石けん、洗濯石けん、洗濯用･台所用合成洗剤などの化学製品について、基準を満たしたものにはJIS マークを表示することが認められています。

これらの法律で定められた表示に加え、それぞれの製品の業界団体では、品質や安全性を確保するための自主基準を設けて、それに基づく製品表示を行っています。表示の内容は製品ごとに異なりますが、廃棄上の注意等の項目を設けたり、警告のための絵表示を統一したりするなど、それぞれの業界での取組みがなされているほか、メーカーが独自に行っている表示もあります。

化学製品ばかりでなく、どのような製品にも、メーカーが期待する安全な使用方法があります。つい分かっているつもりで見落としがちな製品表示ですが、誤った使い方による事故を防ぐため、必ず表示を確認した上でご使用ください。またメーカーも、より安全な製品設計を心がけるとともに、必要な情報が正確に伝わるように、見やすく、分かりやすく、そして偽りのない表示を行うことは言うまでもありません。

※　次号の『アクティビティーノート』は、6月10日頃に発行の予定です。お楽しみに。